

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|---------------------|------|---|----------------|------|
| 30年－22 (30.9.18) | 生活環境 | <p>消費者行政の拡充を求める意見書の提出等について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>(1) 消費者被害の多発と消費者の不安 近年、食品の安全・表示の適正を揺るがす食品偽装表示事件が多発している。その他にも、いわゆるグレーゾーン金利による過払い利息問題、多重債務被害、投資詐欺、架空請求・振り込み詐欺など、消費者被害が相次いでいる。 全国消費生活センターに寄せられる苦情相談件数は、1995年（平成7年）が274,076件であったものが、1998年度（平成10年度）には415,347件、2002年度（平成14年度）には873,663件、2006年度（平成18年度）には1,097,117件と大幅に増大している。2014年度の相談件数は、約95.5万件で、ほぼ横ばい推移も、依然として高値である。 鳥取県においても、平成29年度の県消費生活相談窓口への相談件数は3,500件で、前年度比11.79%（369件）増加した。また、市町村消費生活相談窓口への相談件数は3,556件で、前年度比35.11%（924件）増加した。県・市町村の相談を合計すれば7,056件と、近年相談件数が増加傾向にある。 こうした消費者被害の増大は、健全な市場経済の発展に悪影響を及ぼすものである。</p> <p>(2) 国の消費者行政推進と地方消費者行政の位置付け ア 消費者行政推進会議の提言 政府は、消費者庁の設置に先立って、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者行政推進会議」を設置し、「消費者行政推進会議取りまとめ」を発表した。 この取りまとめは、「地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていく必要がある。このため、新組織（消費者庁）の創設と併せて、地方の消費者行政の強化を図ることが必要である」と、</p> | 足羽 佑太 (倉吉市) | |

福祉生活病院常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|-----------------|-----|--|-------|------|
| | | <p>地方消費者行政の重要性を明示している。自民党消費者問題調査会の提言も、「地方消費者行政の充実」、「相談窓口の一元化」を重要課題として位置付けている。</p> <p>イ 地方消費者行政の予算面の現状 地方の消費者行政の状況を見ると、予算は削減され、総じて弱体化している。そのしわ寄せとして、消費生活専門相談員の人員削減・非正規化など、日々めまぐるしく変わる消費者問題に対処するには、必ずしも十分な状況とはいえない。消費者安全法で、都道府県等に消費生活センターの設置義務が規定されたが、地方の消費者行政を充実させるためには、消費生活センターを一元的な消費者相談窓口と位置付け、これに対し、国は相当の財源確保に努める必要がある。一方、地域ごとの消費者行政は自治事務であり、地方自治体自らも、消費者行政部門に予算、人員の重点配分をする努力も不可欠である。</p> <p>ウ 消費者基本法の規定内容 地方自治体は、消費者から寄せられる苦情相談を専門的知見に基づき迅速かつ適切にあっせん処理することが求められ（消費者基本法（昭和43年法律第78号）第19条第1項）、また、国及び都道府県は、消費生活相談員の人材の確保及び専門性の向上に努めることが求められている（同法第19条第2項）。ところが、近年、消費者トラブルが増大しているにもかかわらず、地方消費者行政の予算・人員は十分とはいえず、消費者相談窓口は、消費生活相談員の配置人員の不足や専門的研修の不足などの問題が生じている。</p> <p>人員や予算面などの制約から、単独の相談窓口は持たない自治体すら存在し、たとえば倉吉市では、広域連合や県と共同設置する中部消費生活相談室に業務を委託している実態もある。</p> <p>(3) 消費者教育の必要性 県においても、これまで、消費者や児童・生徒などに対し</p> | | |

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|-----------------|-----|--|-------|------|
| | | <p>て消費者教育の推進をしており、その努力に敬意を表するものであるが、上述のように、事実として相談件数が増加している実態があり、最近では、いろいろな態様の特殊詐欺被害が県内でも出ている。「金と銀のプロジェクトに参加するだけで、毎日1万円収入の最低保証」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する相談も寄せられているようである。</p> <p>こうした事態を踏まえ、相談体制の構築はもちろん、まずそもそも、消費者自身が特殊詐欺などに引っかからないようにするための消費者教育のさらなる充実が必要であり、当局における消費者啓発活動の充実（インターネットでも啓発や出張講座など）、学校教育における児童生徒に対する消費者教育及び金融リテラシー教育（金融経済教育）の充実などによって、こういった消費者被害撲滅のための取組をさらに推進してもらいたい。</p> <p>▶陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取県において、消費者相談窓口及び消費者行政の機能を拡充・強化すること。 2 鳥取県において、学校教育の現場における消費者教育を推進すること。 3 地方自治体の消費者相談窓口において迅速かつ適切に消費者相談をあっせん処理ができるよう、地方消費生活行政の体制・人員・予算を拡充・強化するための予算措置を充実させ、日々めまぐるしく変わる消費者問題に対処できる体制を構築することについて、政府及び国会に対し意見書を提出すること。 | | |

福祉生活病院常任委員会・陳情